

平成30年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成30年6月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成30年6月21日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 永安文男君 | 2 | 浜野 亘君 | 3 | 永田勝美君 |
| 4 | 長谷川忠君 | 5 | 阿部 豊君 | 6 | 橋本義雄君 |
| 7 | 平田康範君 | 8 | 須藤敏規君 | 9 | 川副善敬君 |
| 10 | 淡田邦夫君 | | | | |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|--------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 古庄 剛君 | 副 町 長 | 大瀬忠昭君 | 教 育 長 | 黒川雅孝君 |
| 総務理事 | 迎雄一朗君 | 事業理事 | 川内野勉君 | 総務課長 | 中村義治君 |
| 企画財政課長 | 今道晋次君 | 住民福祉課長 | 大平弘明君 | 税務課長 | 内田明文君 |
| 保険環境課長 | 藤永大治君 | 会計管理者 | 川崎順二君 | 建設課長 | 山本勝憲君 |
| 水道課長 | 橋川貴月君 | 産業経済課長 | 藤永尊生君 | 農業委員会事務局長 | 金子 剛君 |
| 教育次長 | 水本淳一君 | | | | |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 松本孝雄君 | 議会事務局長補佐 | 松本典子君 |

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第39号 佐々町税条例等の一部改正の件

日程第3 議案第40号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件

日程第4 議案第41号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

| | | |
|--------|------------|---|
| 日程第5 | 議案第42号 | 佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部改正の件 |
| 日程第6 | 議案第43号 | 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第44号 | 物品売買契約締結の件（佐々町消防団第1分団水槽付消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第8 | 議案第45号 | 佐々町副町長の選任について同意を求める件 |
| 日程第9 | 請願第2号 | 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願書 |
| 追加日程第1 | 意見書第1号 | 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について |
| 日程第10 | 発議第1号 | 議員の派遣について |
| 日程第11 | 閉会中の所管事務調査 | |
| 閉会 | | |

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日は、平成30年6月第2回佐々町議会定例会の本会議3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。これから本会議を開きます。本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、川副善敬君、1番、永安文男君を指名します。

これから議案の上程を昨日に引き続き行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第39号 佐々町税条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第39号佐々町税条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第39号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

それでは、議案第39号について説明をいたします。

資料のほうから先に説明をいたします。資料のほう、資料1ということで、改正文、改正内容をつけております。それから、資料2として、条例ごとに改正内容を記載したものをつけております。資料1に基づいて説明をいたします。

まず、改正理由ですけれども、先ほど述べられたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、佐々町税条例の一部を改正するものです。

先日、専決条例を上程しましたけれども、今回の条例改正は4月1日施行以外のものの改正となっております。

まず、個人住民税のほうから説明をいたします。

まず基礎控除ですけれども、基礎控除は一律に33万円の控除がありましたけれども、改正後、平成33年1月1日から施行になりますけれども、2,400万円超えてから控除額が徐々に下がり、2,500万円超えた方につきましては、控除額はゼロというふうになっております。

それから、2,400万円以下の方につきましては、10万円、基礎控除が上がっておりますけれども、これにつきましては資料の3ページをお願いいたします。上段に文章がありますけれども、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく——この特定というのが給与所得者、それから公的年金の方になります。特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から給与所得の控除、それから公的年金等控除のほうを10万円引き下げまして、基礎控除のほうを10万円上げるという改正であります。

続きまして、給与所得控除の方ですけれども、これまで1,000万円超えた場合は220万円の上限がありましたけれども、対象の方を引き下げまして、850万円の方からまた対象になっております。

それから、年金のほうですけれども、年金の方はこれまで上限の設定がありませんでしたけれども、年金の収入が1,000万円超えた方につきましては、上限の195万5,000円の設定がされております。

それから、年金以外に所得がある方につきましても、控除のほうは、上限のほうは設定されております。

それから、調整控除ですけれども、こちらのほうは所得要件が今までありませんでしたけれども、合計所得が2,500万円超える方につきましては、適用なしというふうになっております。

それから所得控除、それから非課税措置ですけれども、こちらのほうは先ほど基礎控除の振替に伴いまして、結果的に所得が増える、10万円増える形になりますので、所得控除、それから非課税措置ともに10万円の引き上げを行っております。

それから、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件ですけれども、これは今まで配偶者対象、配偶者の有無の記載のみで、年金のほうに届けがあるんですけれども、それが控除対象配偶者の有無だけの記載だったので、改正後、源泉控除対象配偶者の有無、それから所得額の記載をするようになりますので、それにより配偶者特別控除の把握ができますので、申告するのは不要という改正であります。

この源泉控除対象配偶者というのが米印にありますけれども、納税義務者の所得が900万円以下で配偶者の所得が85万円以下の方を持つ方となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。固定資産税関係になります。

生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、平成30年6月6日から施行となって

おります。この法律に基づき、この規定により市町村が作成した計画、これは導入促進基本計画と言いますけれども、それに基づき行われた中小企業の一定の設備の対象——平成30年から32年度までに取得したものになります——について固定資産税の課税標準額の割合をゼロから2分の1の範囲で条例で定め、軽減することができるという内容であります。これ生産性向上特別措置法が3年間の時限法律となっております。

本町につきましては、中小企業の方を応援するために、課税標準額の割合をゼロと設定しております。

それから、資料のほうの4ページ、5ページをお願いいたします。対象者と、あと対象設備について記載のとおりとなっております。

それから、5ページのほうに流れのほうに記載をされております。中小企業者のほうが7番目の計画申請をされて、それから市区町村のほうが認めれば認定というふうになっております。

固定資産税のほうですけども、10番にあります、所在する市町村へ税務申告をするようになっております。そのときに導入計画の写し、それから認定証の写し、それから設備の対象となる旨の証明書の写しを添付して、償却資産の申告をするようになっております。

次に、また2ページ戻っていただきまして、たばこ税についてです。

たばこ税につきましては、平成30年10月1日から3段階で、国、地方あわせて1本当たり1円ずつ、計の3円、引き上げることとなっております。20本以上のたばこでしたら60円の引き上げとなります。

下に表がありますけれども、こちらのほうも別の資料がありますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

赤線で引かれたものが一般の紙巻きたばこですけども、赤で町税、町のたばこ税のほうを書いていますけれども、5.262円が引き上げ後に5.692円になります。それが3段階にわたって引き上げが行われるものであります。

それから、旧3級品の紙巻きたばこの税率引き上げ時期の延期ですけども、これにつきましては平成27年の税制改正の折に引き上げる改正をしておりましたけれども、この一般たばこの引き上げに伴いまして、31年4月1日施行の分につきましては、平成31年11月1日に延期となっております。

それから、加熱式たばこの課税方式の見直しであります。加熱式たばこのほうは、今、市場のほうで需要額のほうが伸びておるところですけども、現行のたばこ税の方式ですけども、重量1グラムごとに紙たばこ1本に換算ということになってはいますが、加熱式たばこのほうが軽いため、税の不公平が出ております。

それから、加熱式たばこ間につきましては、7ページに絵がありますけれども、2種類の加熱式たばこの種類があります。1本のほうは溶液が含まれておりませんが、1本のほうはそのままのたばことなっておりますので、この分で不公平が生じておりますので、見直しというふうになっております。

見直しの新方式ですけども、重量と価格で両方のほうで見る形になっております。これにつきましては下に表がありますけれども、5回にわたって、今までの換算方式、それから新しい換算方式の割合を少しずつ、5分の1ずつしまして、平成30年10月1日には新方式になるというものであります。

それから、地方税の電子化であります。まず1番目に、今現在の全国の自治体は、一般社団法人地方税電子化協議会に加入しておりますけれども、2番目にあります共通電子納税システムの導入など、eLTAXの役割がますます増大していくことを踏まえまして、eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置ということで、地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人、地方税共同機構と名称を変えまして、位置づけられております。

それから、2番目の共通電子納税システムの導入であります。こちらのほうは資料の8ペー

ジをお願いいたします。こちら左側の現状なんですけども、全ての納税先で電子納税ができなければ、企業は電子納税を選択ができないということで、今、全国の自治体のほうができるところ、できないところがありますので、それを共通電子納税システムということで、平成31年10月1日から施行するというものであります。

3番目に、特定法人の電子申告の義務化であります。特定法人は、法人住民税等の申告書を、地方税関係手続用電子情報処理組織を利用し、地方税共同機構を利用しまして行う方法により、市町村に申告書を提出するというものであります。

この特定法人につきましては、事業年度開始の日現在における資本金または出資金の額が1億円を超える法人等となっております。

対象税目ですけども、法人住民税、それから法人事業税、地方消費税の納税申告の申告書となっております。

以上で、資料のほうは説明終わります。

続きまして、条例のほうを説明いたします。

条例のほうですけども、今回の改正がたばこ税、それから加熱式たばこの見直しがありますので、条立ての改正となっております。

それでは、条例のほうを朗読いたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例、佐々町税条例の一部改正、第1条、佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

まず、改正する部分でいうと23条の第3項であります。48条の10項、11項、12項に特定法人の電子申告の規定が挿入されたことにより、除外規定を設けるものであります。

それから、第24条、次のページになりますけども、非課税の範囲になります。給与所得の向上、それから公的年金控除から基礎控除のほうに振りかえることにより所得が10万円引き上がるため、125万円から135万円に改正をしております。

それから、第2項の均等割の非課税の範囲ですけども、こちらも同様に10万円を加算した金額ということで改正をしております。

それから、配偶者特別控除対象配偶者ですけども、こちらのほうは同一生計配偶者ということで文言の改正をしております。こちらのほうは31年1月1日施行となっております。

それから、所得控除、34条の2ですけども、基礎控除のことになりますけども、改正後に2,500万円を超える方につきましては基礎控除がないということで、2,500万円以下ということで文言を変えております。こちらのほうにつきましては33年1月1日施行となっております。

それから、調整控除ですけども、こちらも同様に2,500万円を超える方は適用がないということで、2,500万円以下ということで改正をしております。こちらも同様に33年1月1日施行となっております。

それから、36条の2です。こちらのほうは年金報告書の書式の変更ということで、源泉控除

対象配偶者につきましては申告不要ということで改正をしております。こちらのほうは31年1月1日施行となっております。

それから、48条の10項、11項、12項ですけれども、こちらのほうは特定法人の電子申告義務づけによる改正であります。こちらのほうは32年4月1日施行となっております。

すみません。資料のほうで条例改正の内容をつけておりましたので、こちらをあわせて見ていただければと思います。こちらのほうには施行日のほうを記入しておりますので、そちらのほうも確認をお願いいたします。

それから、92条ですけれども、こちらのほうは製造たばこの区分を設定しまして、加熱式たばこにつきましても区分に入れております。こちらのほうは10月1日施行となります。

それから、93条の2ですけれども、こちらのほうは加熱式たばこの喫煙用具を製造たばこことみなして、区分は加熱式たばことする改正であります。たばこにつきましては10月1日施行となっております。

それから、6ページをお願いいたします。

94条の3項になります。こちらのほうは加熱式たばこの課税方式を現行の課税方式と、それから新方式、重量による方法と価格による方法ということで、1号のほうには現在の方式、それから2号、3号につきましては新しい方式となっております。

それから、8ページお願いいたします。

95条になります。こちらのほうはたばこ税率の引き上げ、1回目の分ですけれども、5,262円を5,692円とするものであります。

それから、8ページ下の5条、9ページにかけてですけれども、こちらのほうは所得割の非課税の範囲ですけれども、こちら先ほどと同様に所得のほうが10万円上がりますので、10万円を加算した金額ということで改正をしております。こちらのほうは33年1月1日施行となります。

それから、10条の2、26項で、法附則第15条47項に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとするという分ですけれども、こちらのほうは先ほど説明しました中小企業等の認定先端設備等の取得に係る固定資産税の特例になります。本町はゼロとしております。こちらのほうは6月6日に法律のほうが施行となりましたので、公布の日を施行の日としております。

それから、9ページの下17条の2で、優良住宅の造成の分ですけれども、こちらのほうは条のずれがありまして改正をしております。こちらのほうは31年1月1日施行となっております。

それから、次に10ページお願いいたします。

第2条になります。こちらのほうは加熱式たばこのほうの換算方式のほうが改正されておりますので、その割合を1回目のほうは0.8でしたけれども、2回目になりますので、旧方式、現在の方式のほうを0.6、それから新方式のほうを0.4とする改正であります。こちらのほうは31年10月1日施行となっております。

それから、10条の2ですけれども、こちらのほうはわがまち特例の分でありますけれども、法附則のほうの項ずれがありましたので、こちらのほうを改正しております。こちらのほうは、すみません、読み上げのほうを漏らしてしまいましたので、第2条のほうを読み上げます。

第2条、佐々町税条例の一部を次のように改正する。条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、簡潔をお願いいたします。説明を。

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

次、第3条になります。ページのほうは11ページです。佐々町税条例の一部を次のように改正する。条項等の改正等、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第3条につきましては、32年10月1日施行でありますけども、加熱式たばこのほうの方式のほうは0.4、それから0.6という改正であります。

それから、95条のほうでたばこ税の税率につきまして、2回目の引き上げを行っております。続きまして、12ページをお願いいたします。

第4条、佐々町税条例の一部を次のように改正する。条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、第4条につきましては、同じように加熱式たばこの見直しということで、現方式を0.2、それから新方式を0.8とする改正となっております。

それから、一番下の95条で、たばこ税の税率を3回目の引き上げを行っております。14ページをお願いいたします。

佐々町税条例の一部を次のように改正する。条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、当該改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第5条の改正につきましては、34年10月1日に施行となりますけれども、加熱式たばこの5回目の見直しであります。3号、1号を削りまして、新方式になるという改正であります。

第6条、16ページお願いいたします。

第6条、佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、第6条、佐々町税条例の一部を改正する条例の一部を、平成27年佐々町条例第18号の一部を次のように改正する。

条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する当該改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。こちらにつきましては、旧たばこ税のほうが延期されたことに伴う改正となっております。

次、附則のほうを読み上げます。施行期日、第1条、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというので、

以下 1 から 9 号ありますけども、施行日をこちらのほうで入れていますので、その分の施行となっております。

それから、第 3 条ですけど、町たばこ税に関する経過措置ということで、第 4 条ですけども、手持品の課税にかかるたばこ税ということで、1 回目のたばこ税のほう引き上げがありますので、その分の差額の分ということで、手持品課税がかかります。430 円の引き上げ、差額の手持品課税となります。

2 項、3 項、4 項、5 項につきましては、それに伴う改正であります。

同じように第 7 条、それから第 9 条とたばこ税のほう引き上げが、2 回引き上げがありますので、それも同様な改正をしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

はい、8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

所管委員会でお聞きしたんですが、委員長の了承いただきました。確認の意味でお尋ねします。

9 ページのほうに、26 号なんですか、26 項でしたか、法附則の市町村条例で定める割合をゼロとするということで説明を受けたんですけども、事務の流れとして税務課では、この手続をとって税務課のほうに書類を持ってきた場合はゼロになるということですね。

法案が 6 月 6 日に通ったということで、今からだろうと思うんですけども、まずは条例で定めるってなっとったもんですから、時期的に 6 月 6 日ですから大変でしょうけど、国のこないだ法案が通ったのを見ますと、7 月中に国の方針が出るということで、それに基づいて市町村の計画を立てなくちゃいかんような流れになると思うんです。

限定的に 3 年間の時限的な支援措置なもんですから、例えば計画書ができて、国の承認を得て、町が条例つくって、事業者から来た、この審査を役場のほうで審査体制などではできるのか、事業者の計画書を適正かどうか。それは商工会かどこかが前段で見るとは思いますが、申請受け付けは役場のほうになるということなんですよ。そこら辺の体制は、税務課は来た書類を見てゼロにすればいいわけですけど、産経のほうで多分なさると思うんですけど、そこら辺の準備のほうはどう考えておられるかなと思ひまして、ちょっと心配しとるもんですから。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

国のほうの事業の流れの分で産業経済課のほう担当という形になりますけども、まず中小事業者のほうから申請のほうをいただきますけども、その前段で町から国のほうに計画のほうを上げて、それで承認をいただく分になりますけども、それを受けて、それに沿った形で企業のほうが計画を上げていただいて、それを承認するという形になります。

その計画につきましては、工業会とあと認定経営革新等の支援機関、商工会のほうになりますけども、そちらのほうから証明等いただきまして、それを添付していただいて、計画の承認という形になりますけども、それを承認したものを、うちのほうから出したもので、税務課のほうには申告という形のほうで提出をされまして、その分での減免措置になる形になっているというふうに思っております。

簡単ですが、以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

要するに商工会が取り持って、事業者が出した計画でもって、書類は確認するわけですよね。あくまでも認定するのは町なんですよね、認定書を出すのは。それから、機械の導入とか、そのような形になるかと思うんですが、要は町内部で審査会か何かつくって、間違いないかをするのがつくられるかどうかですね。出てきたのを、商工会がつくったのを全て認めていくような形でいいのかどうか。審査会か何かつくって、審査項目をつくってちゃんといくのか。

同業者ですから、悪いですけど、商工会で何でもよしって言うて、中央のほうで無理に認めて、融資をし過ぎて破産した会社があるんですけど、要するに内部体制はどのようにとっていられるかなということを確認。今からでしょうけど、そこら辺をちょっと聞いておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

この事業につきまして、どこで審査をするのかっていうことですが、まずは工業会というのがございまして、そこで生産向上性、年平均 1% 以上になりますっていう証明書を発行するようになります。申請者はその証明書を添付して町のほうに提出するようになります。

次に、経営革新等支援機関というところが、先端設備等の導入計画の中で労働生産性が年平均 3% 以上向上するという確認書を発行いたします。

町は、その 2 つの証明書と確認書を確認しまして、計画を認定するということになります。この書類がついてない場合は認定できないということになります。

ただ遅れてくる場合につきましては、その取り扱いも国のほうでは定めているようでございまして、そこらあたりは書類がそろえば認定するということになっている模様でございます。

ですので、市町村で中身を審査するというようなことはございません。この 2 つの書類が添付されているのかいないのかというのが町の確認事務になります。

それと、先行してこの事業にそっくりの事業が平成 29 年からスタートしておりまして、その分につきましては商工会のほうで担当しておられたんですけども、今回の事業につきましても、町長のほうから佐々町商工会のほうに正式にお願いをいたしまして、申請の受け付け事務をお願いするようになるというふうに考えております。また、そのようにお願いしていかなければ、市町村では申請書類の作成が難しいのではないかとこのように考えております。

よその町では銀行もしくは商工会、商工会議所が受け付けてやっていたという事例がございまして、本町もそのように協力していただければという方向で今事務を進めております。

それと町村が定める計画ですけども、この分につきましては、もう下整備は終わっておりまして、条例が制定されれば、今回の条例が可決されれば、早速、国との協議に入っていくというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは町長の権限を商工会に移譲するっていうことになるんですかね、向こうに。審査はあくまでも町が行うように書いてあったもんですから、そこら辺、わからんとですけど。

それから、工業会もいろいろあるわけですよ。飲食関係の部会とか、国に届けてある製造業とか、いろいろあるんですよ、パチンコ業界とか遊技業組合ですか、それからスーパーの組合とか、何百とそれぞれ部会があるから、団体が工業会って一つの大きなもので、それぞれあるわけですよ。

ですから、社会福祉法人もいのように書いてあったもんですから、商工会管轄だけじゃないと思ったもんですから、そこら辺、どうなっていくのかなと思ってお尋ねしているわけですけど、私は条例で、臨時議会でもして条例をつくっていかれるのかなと思ったもんですから、この関係のですね。創業支援何とかって条例をつくるのかなと思ったもんですから、そこら辺は条例つくらずにいかれるのか。つくらなくてよかったならば、それで結構なんですけど、お尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

この事業につきましては、もともとは経済産業省の補助金を優先的に採択させるということで、市町村長の認定が要するというふうなことの事業でございます。

あわせて今回、町の償却資産につきましても3年間、非課税にしますというふうなことで、29年に実施されました同じような事業を推進するために、市町村が間に入りまして、3年間の時限立法ですけども、設備投資を図っていくということ、事業者にとってのメリットということは、補助金をもらえるということと、今回は町の固定資産、償却資産税の免除というのが3年間あるというふうなことでございまして、市町村長が認定したから、その事業を認定するわけではございませんので、あくまでも市町村がこういった年1%の、あくまでも年1%の生産向上が図られる。それと労働生産性が年平均3%以上向上するというのを確認するだけで、その2つにつきましては、さっきも言いましたように工業会、そして経営革新等支援機関というのが承認をいたしますので、それを実際は確認するだけの事務というふうなことになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。9番。

9 番（川副 善敬 君）

確認します。今、商工会の役割を、商工会というような形で言われましたけれども、商工会で経理を受け付けているのは、受け付けていない個人もございまして、法人は商工会では税務はいたしません。そこら辺の関係はどうなっているんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

佐々町の今の産業経済課におきまして、この申請手続きができるかという問題も、まずはあるかと思えますけれども、この事業の流れからいきますと、商工会もしくは商工会議所もしくは金融機関というふうなところを窓口機関としてというふうに書いてありますので、そこら当たりにつきましては、法人の場合、そこら当たりは検討していかなければならないというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

私が言っているのは、法人の場合は税理士がついていますから、税理士じゃなければ法人の決算はされんわけですから、法人が直接受付機関に送るちゅう場合があるだろうと言いよつとです。それは通さんでも、銀行など通さんでも、法人の税理士がついていますから、法人は商工会は個人の申告だけしか受け付けません。それでも個人でも受け付けて、そこに頼んでないところもあるからですね。だから、法人であって、法人じゃなくても、個人の事業者であっても、会計税理士に頼んでおるところは、自分でその事務はできるわけです。

だから、ぜんなく、商工会、個人に、銀行にやらんでも、直接その金融機関に送ればいいんじゃないですか。金融機関ちゅうか調査機関に、県なら県に、そうしていますから、ほとんどの制度資金は、県に直接送ったり、またそれこそ町で、町に送るのは町で、先ほど言ったように、8 番議員が言ったように、審査機関などをつくらんと、そこら辺の税理の確認ちゅう面ではどうされるのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

この事業におきまして、通常の事務は、今、川副議員さんがおっしゃるとおりかもしれませんが、この市町村の認定を受ける場合、認定経営革新支援機関、いわゆる商工会議所、商工会等において事前協議を行った計画であることというのが条件になりますので、そのようをお願いしていくようになるのかなというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

条例のつくりについて、内容ではないんで恐縮なんですけど、なかなか理解しづらいので。今回の条例改正案は 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条というふうになっておりますが、例えば資料の 10 ページ、11 ページで 2 条、3 条ってあります。2 条が佐々町条例の一部を改正する。3 条も同じように書かれていて、中身についても、例えば 94 条のところの 3 項の部分が一部違う。説明を聞いておまして、要するに実施時期が違うということで理解すればいいのかなというふうに思ったんですけども、条例のつくり、つくりっていいですか、結局 1 条、2 条、3 条というのは、どういうふうに理解したらいいのかという、言っている質問の意味がわかりますでしょうか。

要するに最初からこの部分についてはいつから改正ということ、ずっと附則の中で述べておけば足りるのではないかと思うんですけど、要するに今回議会に出されている 1 条、2 条、

3 条という、そういう意味合いというのがよくわからないんですよ。要するに議案第 1 というふうを考えればいいのか。1 の 1 というふうを考えればいいのか。言っていることわかりますでしょうか。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

言っている意味なんですけども、今 1 条でたくさんしていますけど、その次の第 2 条、それから第 3 条のことについてということですかね。第 2 条につきましては、つくり方。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（10時46分 休憩）

（10時48分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

第 2 条につきましては、94 条の、10 条の 2 とありますけども、改正前のこちらにつきましては施行日が違うということで、第 2 条ということで条立てをしております。2 条のほうは平成 31 年 10 月 1 日施行というふうになっております。それから第 3 条につきましても、こちらのほうも同じように、94 条を同様に改正をしておりますけども、こちらも同じように施行日が 32 年 10 月 1 日施行ということで、施行日が違うということで、条立てで改正をしております。第 4 条につきましても同様に、こちらのほうは 33 年 10 月 1 日施行、それから第 5 条につきましては、平成 34 年 10 月 1 日施行ということで条立てをしております。第 6 条につきましては、佐々町税条例等の一部を改正する条例ということで、条文が違いますので、その分は別ということで、第 6 条として改正をしております。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

5 月 22 日の産業建設文教委員会の調査報告を読ませていただいて、今までの議論を踏まえ確認させていただきたい。

生産性向上特別措置法の関係です。導入促進基本計画、先ほど来、事業理事のほうで説明されておりました。この条例が制定された後、町が、市町村がやるべき作業としての導入促進基本計画というものを作成し整えると。市町村が計画を立てるといふようなくだり理解しているんですけども、そういった環境が整うのは、結局どのタイミングになるのかというのを、1 点、確認させてください。

それと、すみません、調査して、確認なんですけど、参酌基準がゼロから 2 分の 1 までというふうになっていたと思いますが、佐々町はゼロを採択された。そこのところの判断、どの

ようないきさつでというくだりの説明がなかったので、そのポイントを御説明をいただきたい
と思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

今回の改正の部分で、今回参酌基準というのはありません。範囲がゼロから2分の1の範囲
でということで、今まではずっと参酌基準があって、そのとおりしていたんですけども、今回
はないということで、町のほうで判断するというふうになっております。

ゼロにした理由ですけれども、先ほど説明不足でしたけれども、町内の中小企業の労働生産性の
向上を加速化させるため、投資を最大限促進するためにゼロと、本町の場合、定めております。
これにつきましては、町のほうで決裁をいただいております。

他の自治体の状況ですけれども、同じようにゼロと定めております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

市町村の計画につきましては、経営改革、経営革新等支援機関のほうとなりますけれども、商
工会のほうと金融機関のほうになりますけれども、そちらのほうとも協議いたしまして、計画の
ほうを策定する形になりますけれども、現在のところで今計画のほうをつくっております、今
から協議という形になりますので、この改正が整いまして、それから実施という形を考えます
と、一、二か月ぐらいの期間は要するかというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

確認とお願いがあります。

まず、資料1の3ページなんですけれども、これを見ますと、自営業者の方は住民税は減税、
給与所得者についてはプラマイゼロというような形で、それが850万の収入の方までは変わらない。
それを超えることによって増税になっていくんでしょうけど、その確認。2,400万から
2,500万の間って物すごく小さいですね。100万しかないです。2,400万までぐっと上がって、
グラフでいくとですよ。あと50万ずつ段階的に下げていく。何か意味合いがあったんですか。
私的に考えたら、2,400万の次は何百万かあって、それから段階的になっていうふうになるん
ですけど、たった50万ずつで微々たるもんですね。こんなことはする意味合いがあったのか。わ
かっておられれば教えてほしいと思います。

それから、共通電子納税システム、8ページにありますけれども、税の公平負担ということの
原則で、これはいいと思うんですけども、今まで納税を避けられた方が課税対象になるという
ようなことが発生します。そうしたときに均等割、今現在均等割でかかっている方は、長崎県
の森林環境税というのが年額500円徴収されます。平成19年度から28年度までの時限立法だっ
たんですが、29年度からまた5年間、平成33年まで延長されております。

今度、平成36年だったと思うんですけども、国の森林税というのが、県の森林環境税は500円なんですけども、内容が似たようなことで、森林税というのが全国、長崎県のやつは、全国で同じような森林税というのは、全部実施してないんですよ。多分三十幾らだったと思うんですけども、今回36年度から全国民という形で徴収されますよね。それが1,000円なんです、上がると。そうしたとき長崎県の森林環境税はもう33年度で終わってほしいと思うんです。

町長にも会議の席でお願いしたいんですけども、長崎県議会議員の方にもお願いせんといかんと思いますけども、何か二重に取られるということと、低所得者から1,000円徴収されると。均等割、県民税の均等割税がかかったときに徴収されると。低所得者の人は結構負担が大きくなると思うんですけども、その辺で33年度でやめていただきたいな、長崎県の森林環境税は。ということで、それは要望でございます。よろしく申し上げます。長くなってすみません。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

最初の質問ですけども、給与所得控除の上限が2,000万から850万になったという理由ですか。質問、繰り返しますけど、850万になった背景じゃなくて。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘君）

まず1点目は、自営業者は減税になられますねっていうことですよ。給与収入があられる方はプラマイゼロで、850万円までの方は変わらないんですよっていうことの確認です。まず1点。

2点目は、2,400万円まで、控除額が43万円ですけども、2,400万から50万ずつの段階的に引き下げで、その背景は何かわかっていच्छゃればということです。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

最初の質問で給与所得者、公的年金の方についてで、850万円の方につきましては、今までと変わらないと思っております。850万を超えてから上限が設定されますので、それを超えた方については、端的に言えば増税の形になると思います。

それから、2つ目の基礎控除が段階的になっていうことで、50万刻みになっていますけども、この理由っていうのが逡減的になっていうふうな表現しかなくて、なぜ2,500万、100万の範囲でこうされたかという理由は、私のほうはつかんでおりません。申しわけありません。

それから、3つ目は要望ということでもいいですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

続きです。総務厚生委員会の資料見ますと、収入が1,000万というような説明でなかったか

と思うんです。給与収入が1,000万を超えない人は、今の町民税は変わらないという説明ではなかったかと思うんですけど、850万なのか、1,000万なのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

改正する前は1,000万円超えた方につきましては、上限が220万ということで、33年4月1日改正後につきましては、対象の方が下がって、850万超えた方につきまして195万ということで、対象の方が今回変わっております。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。
これから採決を行います。議案第39号佐々町税条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
11時5分まで暫時休憩といたします。

（11時00分 休憩）

（11時06分 再開）

— 日程第3 議案第40号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第40号佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第40号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、お手元の議案第40号の資料のほうをお願いいたします。

こちらのほうに今回改正をさせていただく内容について記載をしております。福祉医療制度について、子どもの対象年齢を中学生15歳までから高校生18歳までへ拡大し、さらに現物給付の対象拡大について改正を行うように提案をさせていただいております。

まず、こちらのほうで第2条第3項で、子どもの定義を満18歳に達する年度末までとするということで、この拡大に伴いまして対象者の増としておおむね430人、金額にしまして、今年度でいきますと213万円を見込んでおります。

続きまして、3条の第1項第2号、こちらのほうの障害者の定義について、既に第2条で行っているため、今回の改正にあわせ当該部分を削るようさせていただいております。

第4条の第1項第1号から第4号までについて、福祉医療費の助成額について、福祉医療費の助成対象区分ごとに、より明確にさせるため改正を行っております。追記をしております。

それから、第9条の第3項になります。現物給付の対象について、現行、乳幼児のみであったものを、子ども、18歳に達する年度末までを追加し、対象拡大を行うための改正としております。

こちらのほうにつきましての影響額でございますけれども、これは中学生の影響額としましては150万円を見込んでおります。

それから、国民健康保険税による減額調整につきましては、乳幼児医療の現物給付に対する、現物給付導入自治体に対して行われていました減額調整は、平成30年度から減額の対象外というふうになっておりますので、こちらのほうの影響がないということになります。

ちなみに、平成29年度の乳幼児での影響額としましては27万3,000円程度となっております。

附則としまして、こちらのほうですけれども、さきの阿部議員の一般質問で、いつから実施するのかというお尋ねがございました。施行日につきましては、平成30年10月1日から行わせていただきたいということで調整をさせていただいております。

それから、附則の2で経過措置、それから附則の3で準備行為として、施行日までに当該福祉医療費の支給に関する、受給者証の発行等の必要な手続を行うことができるようにするために、附則のほうで記載をさせていただいております。

議案のほうに戻りまして、1ページのほうをお願いいたします。

佐々町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例、佐々町福祉医療の支給に関する条例（昭和49年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表の内容につきましては、先ほど資料で御説明したとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

3ページになります。

附則、1、この条例は、平成30年10月1日から施行する。

2、この条例における改正後の佐々町福祉医療の支給に関する条例（以下「改正後の条例」

という)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費から適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

3、改正後の条例第4条に規定する福祉医療費の支給のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

一つは、現物給付が始まるということも含めて、対象年齢が拡大されることについては、積極的に賛成したいというふうに思うんですけども、現物給付が今のところ町内の医療機関については可能という見通しだということでありますが、特に先般来の議論の中で、佐世保市に受診する子供さんたち非常に多いという状況もありまして、特に基幹病院、総合病院だとか共済だとか労災病院だとかという、そういう基幹的な病院との現物給付の折衝状況について、わかればお知らせいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今、永田議員の御質問につきまして、本町といたしましては、医師会等を通じてから進めていくということで、まず医師会の事務局のほうに御相談をさせていただいております。5月の中旬に佐世保市医師会、それから佐世保市歯科医師会、それから佐世保市薬剤師会、こちらの3機関のほうに御相談をさせていただいております。

まず、協議の場を設けていただくかどうかということでの御相談をさせていただいておりますので、この条例が通った後に、また改めて御相談をしてくださいということでの現在状況でございます。

私たちもできるだけ、先ほど言われましたような医療機関等について働きかけを行っていかなければならないというふうに考えておまして、現物給付の手引というものをおつくりをしております。担当者のほうでおつくりをしております。これは現物給付をする場合における医療機関、こちらのほうが事務が混乱しないように、まず整備をさせていただいて、周知ができるようにということで現在準備を進めている状況です。

そういったところを含めまして、まずは医師会のくくりでお願いをしたいというふうに考えておりますけども、それがどうしてもかなわない場合につきましては、先ほど言われましたように、個別に対応できる部分についてはさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論行います。5 番。

5 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

私は一般質問もさせていただきましたが、子育て世代にとっては大きな前進ではないかと思えます。これまで単独町のみでは厳しいとの町長答弁があっておりましたが、スピーディーに短期間に前進したというのは、現課の担当者の御努力に敬意を表しますとともに、現物給付の拡大においては、今後も努力をしていくというふうな答弁をいただきました。さらなる前進を期待をいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。議案第40号佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第41号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 4、議案第41号佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第41号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今回の改正につきましては、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針、平成29年12月26日閣議決定において、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令改正をするということを受け、基準省令が改正されたことに伴い整備を行うものです。

また、一定の実務経験の定義につきましては、これまで高校卒業者であったところを撤廃し、放課後児童クラブに補助員など5年以上勤務している方について、支援員の資格研修受講ができるよう要件が緩和されたものでございます。

それでは、議案の1ページのほうお願ひいたします。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第29号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

対照表のほうになります。第10条第3項第4号、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者ということで、こちらのほうが改正をさせていただいております。

それから、第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認める者、これが新たに加えさせていただいております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第41号佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 5 議案第42号 佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第42号佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第42号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、議案42号の資料のほうお願いいたします。

資料のほう、改正理由のほう載せておりますけども、公益法人制度の改革に伴い、社団法人長崎県林業公社では、県に公益社団法人の認定申請が行われまして、平成24年6月1日付で社団法人長崎県林業公社から公益社団法人長崎県林業公社に移行されましたため、町関係の条例を改正するものです。

改正内容ですが、佐々町林業開発促進資金貸付条例と佐々町林業開発促進金融資産損失補償条例の条例中の社団法人長崎県林業公社を公益社団法人長崎県林業公社に改正するものです。

それでは、議案書の1ページのほうお願いいたします。

佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進金融資産損失補償条例の一部を改正する条例、第1条、佐々町林業開発促進資金貸付条例（昭和36年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後の表をお願いいたします。第1条のところ、社団法人長崎県林業公社のところを公益社団法人長崎県林業公社のほうに改め、以下削除いたすものになります。

2ページのほうお願いいたします。

2ページ、第2条、佐々町林業開発促進金融資産損失補償条例（昭和36年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条例等の改正等次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

また、改正後の表をお願いいたします。第1条、社団法人長崎県林業公社を公益社団法人長崎県林業公社のほうに改めまして、以下削除いたすものです。

附則、この条例は、公布の日から施行とする。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

すみません。公益社団法人に移行された平成24年6月1日以後の直近の議会で本来ならば条例の改正をしなければいけなかったということですが、今日に至ったということで、まずは深くおわびを申し上げたいと申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

さきに一般質問したときに、林業公社の経営状況が非常に悪いということで、脱退をすべきじゃないかということをお願いしまして、5月23日に総会がやっているように、産業建設委員会のほうにあっております。その結果によって、佐々町の態度表明はどのように行われてきたかお尋ねをします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

先月23日に行われました臨時総会の中では、今回の経営関係の分に至るようなお話というのは実際上なくて、話という形は進んではいけないわけなんですけど、経営関係につきましては、県のほうからの御指導もありまして、公社のほうでまた対応のほうを今考えていらっしゃるようなところでありますけども、その分で経営状況のほう、資料作成されまして、一定の現状の考え方というようなほうは一応出されているところですが、まだ公社の経営自体をどうするかというような形には、まだ現在至っておりませんが、一応計画のほう、第7次計画というのを策定されまして、その中で運営のほうを行っていくような形をとられておりますので、それに沿いながら経営のほうをされていくというふうに向っているところです。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

やはり町としての意思表示を、総会があるからということで町長のほうから答弁受けとるものから、町としての意思表示をしてほしいと思ったものから、何も言っていない、また言いたくなるんですけど、ひとり言と思って聞いてもらっちゃらんかねと思って、一般質問、言っていないということですか。町長、どがんですか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

事業理事。

事業理事 (川内野 勉 君)

今、産業経済課長から答弁があったように、第6次計画では、正式に覚えていません。54億か56億の償還、平成72年にその程度のまだマイナス、借金が残るというふうなことだったんですけど、第7次計画を策定されまして、その金額が12億円までに圧縮されたらと、されるというふうな試算が出ております。

佐々町におきましても、その計画が果たしてそのとおりになるかどうかというのは、あくまでも計画でございますけれども、現段階で林業公社から脱退するよりも、マイナスの12億円に圧縮されるのであれば、今のまましばらくは様子を見たほうがいいのかというふうに

担当としては考えております。

総会の折には、その新聞報道に関しての質問は全くなかったというふうな報告も聞いておりまして、当分の間、今林業公社が第 7 次計画を立てておりますので、その内容の推移を見ておいたほうがいいのではないかというふうに担当としては判断しております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

町長も同じ考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、事業理事が申しましたけど、林業というのは 50 年以上かかって、有しながらやっていくということで、現状、町村の貸付金が 30 億ぐらいあると思います、全体です。そういう回収というのが今現在の、例えば林業公社が、先ほど事業理事が申しましたように倒産した場合は回収が困難になるということと、先ほど森林環境税というのが新しく国のほうで、浜野議員のほうから御説明がありましたけど、1,000 円ですか、かけてやると。これが前倒しで平成 31 年に交付されるということと、それからそういういろんな絡みがありまして、そこの中で林業公社というのを今倒産させるということもなかなか厳しいのではないかと思いますし、森林の環境を守るということもあります。

そういうことで、町としてはしばらく様子見なけりゃならないんじゃないかということで、今事業理事が申したような考えを持っているということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 問目です。4 問目を許可します。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それならば林業についてもやっていくということですので、来年度から国の交付金も来るといふことで、しっかりと林業についての計画書を来年度予算に向けて提示していただきたい。要望です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

林業に今、森林環境税というのがどんなふうで入ってくるのかというのはわからないわけです。なかなか単独で林業を振興するというのは難しいわけでございますので、そういう環境税というのを交付を見ながら、予算として町の森林の環境関係の、森林の事業関係の予算を立てたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。
これから採決を行います。議案第42号佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 6 議案第43号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第 1 号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 6、議案第43号平成30年度佐々町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第43号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページになります。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、14款県支出金、補正前の額 4 億 2,518 万 9,000 円、補正額 70 万円、計 4 億 2,588 万 9,000 円。2 項県補助金、補正前の額 9,622 万 7,000 円、補正額 70 万円、計 9,692 万 7,000 円。

17 款繰入金、補正額 1,300 万円、計 4 億 6,992 万 2,000 円。1 項基金繰入金、補正額、計ともに同額です。

19 款諸収入、補正額 2,000 万円、計 7,955 万 2,000 円。3 項貸付金元利収入、補正額 2,000 万円、計 2,020 万円。

歳入合計、補正額3,370万円、計57億6,570万円。

歳出、2 款総務費、補正額ゼロ、計 7 億3,677万円。1 項総務管理費、補正額ゼロ、6 億2,470万9,000円。

4 款衛生費、補正額850万円、計 6 億7,866万7,000円。2 項清掃費、補正額850万円、計 3 億294万円。

6 款農林水産業費、補正額456万4,000円、計 2 億955万7,000円。1 項農業費、補正額456万4,000円、計 1 億9,288万2,000円。

7 款商工費、補正額2,000万円、計5,391万8,000円。1 項商工費、補正額、計ともに同額です。

14款予備費、補正額63万6,000円、計2,478万1,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額3,370万円、計57億6,570万円。

以下が歳入歳出補正予算の事項別明細書になりますけども、2 ページは飛ばしまして、次の 3 ページをお開きください。

3 ページが歳入ということになります。主なものだけといいますか、3 点しかございませんけれども、まず一番上の14款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金でございます。これにつきましては、未来を創る園芸産地支援事業費補助金、減額の80万、チャレンジ園芸 1,000億推進事業費補助金、増額の150万となっておりますけれども、名称の変更と事業量増に伴うものでございます。

それから、中ほどになります。17款繰入金 1 項基金繰入金 5 目財政調整基金繰入金でございます。1,300万円の財源不足に伴う取り崩しを行っているところでございます。

その下になります。19款諸収入 3 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入、説明のところに創業支援・中小企業振興資金融資制度預託金返還金というふうに入っております。2,000万の予算計上につきましては、当初予算におきまして、創業支援資金保証料補助金、それと中小企業振興資金保証料補助金として、商工費のほうで創業支援事業の予算を計上させていただいております。その際に預託金の計上ができておりませんでしたので、今回補正をさせていただいたところでございます。大変申しわけございません。

それから、歳出でございます。それぞれの担当課から説明をさせていただきますけれど、まず企画財政課所管の分としまして、4 ページのところですがけれども、2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財産管理費のところ、財源内訳のところは何も上がっておりませんが、委託料の増額150万、減額は工事請負費の150万というふうに上げておりますけれども、これにつきましてはアスベストが含まれている可能性があるということで、その調査業務の委託料ということで上げさせていただいております。

これにつきましては、さきの総務厚生委員会のほうで御説明をさせていただいた際に御指摘等をいただきまして、今回、もともと工事費の中で調査をする予定にしていたこの調査を委託料のほうで先に調査をし、工事費の確定をさせていただくというふうなことでの予算の組み替えということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

4 ページでございますけれども、中段、4 款衛生費 2 項清掃費、3 目のし尿処理費でござい

ます。今回、下水道投入施設の基本計画策定業務委託料ということで、施設の整備内容の検討でありますとか事業費、また財源計画につきましても整理検討をしていきたいと考えておりまして、今回850万の計上をさせていただいております。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

予算書のほうの歳出のほう、4 ページの一番下になりますけども、6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農業振興費、こちらのほうで補助金のほうになりますけども、今回新年度になりました、県の事業の改定がありまして、事業名及び事業内容のほうに変更がありました。また、要件のほうにも変更がありましたので、これに伴いまして事業費の変更という形になりまして、今回予算計上のほうをさせていただいております。

まず、未来を創る園芸産地支援事業費補助金ですけども、こちらのほう一旦落とさせていただきましてマイナスの1,079万6,000円になりますけども、落とさせていただきまして、次の5 ページのほうを見ていただきますと、チャレンジ園芸1,000億推進事業費補助金、こちらのほうでの計上という形になります。

内容につきましては、施設園芸のイチゴ生産に係る施設の補助というものになりますけども、新たな名称という形での計上になっておりますけども、イチゴの施設の補助分でありまして、導入としまして炭酸ガス発生装置測定機器、こちらのほう全戸、5 戸になりますけども、そのうち佐々町のほうが3 戸あります。その分の補助としまして100万です。

次に、高設栽培システムのほう、全体で7 戸、農家のほうがありまして、佐々町のほうが3 戸、補助金のほうで936万ほどになります。

それとあとハウスのリノベーションという形で、全体のほう3 戸ありますけども、佐々町のほうが1 戸で50万の補助という形で、合計の1,236万になりますけども、県補助の事業要件で件数、事業要件戸数を確保するために、県北その他の市町のほうと合同で実施をしております、市町ごとに事務の取り扱いを行う形で、佐々町におきましては、先ほど申しました炭酸ガス発生装置測定機器の全体分の県の補助の申請をする形で受け取りますので、事業主体として作成する形で補助のほうは入ってきますので、歳入に上げております150万のほうをこちらのほうで受けまして、事業主体のほうに補助をする仕組みのほうになっております。

続きまして、8 目農地費のほう、機能保全計画策定業務委託料ですけども、300万計上させていただいております。こちらにつきましては大新田排水機場におきまして、機能診断のほうを行いまして、機能保全計画、長寿命化の計画のほうを作成しまして、計画に基づき保守、更新を行っていくものとしまして、当初のほうで1,000万の計上させていただいておりますが、国庫補助事業の補助率のほう100%のほうで計上している分になりますけども、当初補助金の上限額として1,000万の事業費を計上させていただいておりますが、物価の高騰や機能診断業務というのが特殊な工種という形もありまして、積算経費が大きくなっております。

それと、当初では建屋につきまして対象にはなっていたんですけども、こちらのほう、当初の分には入れておりませんで、当初のほうに載せた分としましては、ポンプ設備や除じん機、電気設備、排水ゲート、こちらのほうでの計上させていただいておりますけども、建屋につきましては、造成当初のほうから補修等行っておらず、傷み等も発生している可能性も高いということで、今回補正予算のほうで、タービンのほうになりますけども、乗せてきちっとした計画をつくるという形としたものでございます。そちらのほうでひとつ見まして、300万を計上させていただいております。

それと続きまして、7 款の商業費、1 項商工費、創業支援事業費のほうになりますけども、こちら創業支援の中小企業振興融資制度の預託金のほうになりますけども、当初予算におきまして補助となります保証料のほうを計上して手続を進めておりましたが、単年度経理を行う上では預託金を銀行に積む必要がありましたので、今回計上させていただいたものです。

貸付金で歳出のほうを組んでおりますけども、年度末には一旦返済していただく形になるものですので、歳入のほうで19款の諸収入、返還金のほうで受け入れを行うという形のほうにしているものです。

説明は以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

今執行のほうから説明をいただきました。

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

創業支援制度、預託金の、それと中小企業振興資金融資制度で預託金の2,000万、預託されたわけですが、これについては6月、提案しまして、それから課長が変わりましたけれども、担当課の努力によりまして早くできましたことに評価をいたします。さっきは5番議員が褒めるところは評価しましたので、私も評価させていただきます。努力を評価する次第でございます。

それで、私、中小企業振興資金融資制度については、これは既存の方ということで、事業を見ても真っすぐ銀行に持って行く。これについては、私はいいんだろうと思いますけれども、創業支援資金融資制度、これについてはこの事業で見ますと、申し込み者が商工会に申し込んで、金融機関に商工会があっせんするというような形になっておりますけれども、まず、そしてその中で1年を経過してない者というんですね、対象者、それで非常にここら辺が私は問題じゃなかろうかと思うわけです。

あくまでも私がイメージしていることは、佐々町の特産品の開発とか、新しい佐々町の魅力をなるべくならそこに上げていただきたい。そういう事業をしていただきたい。

そこで、きょうちょうど新聞で佐々町の「佐々の魅力、雑貨でPR」、見た方もおらずでしょう。14面、長崎、出とるですね。その中でこの方は佐々出身で、東京に行って、それで帰ってきたけれども、佐々が本当に好きで、新聞で読んだところでは、いろんな佐々の風景とか、そういうものをハンカチとか、今度は何かタオルをつくって、佐々の特色を入れてする。それから、町の歌詞からイメージしてサザンカとアユのシルエットをつくるとか、いろんな佐々の風景で雑貨をつくって、そして佐々が本当に好きだという方なんですね。

だから、そういう方がだんだんふえればいいんです。行って、ふえて、そして事業拡大してくれば、あと皿山とか、2番議員が将来のことを言われた、サービス、高速道路のサービスエリアなどでも、佐々町の特産品として販売できるような形になるようなものを育てていくべきだ。大きくアップして載っていますから、読んでください、皆さん。

それで、私はこういう方たち、この方が事業資金がどうだということではないんですけども、そういう意欲のある方を支援するためには、ここで書いてありますように、金融機関で融資を決定するような創業支援制度にはなっているんですけども、これは商工会が金融機関にあっせんということですけども、申し込みは商工会と金融機関、このあっせんという役割はどの程度までなんでしょうかね。そこら辺をお尋ねします。

それと中小企業振興資金融資制度についての業種、これはかなり融資の該当者も難しいんだろうと思いますけども、これは創業者支援制度でないんで、ある程度金融機関でも判断できる

問題だと思いますけれども、この業種の対象、中小企業支援資金の対象者。ちゅうのは大きな事業については、佐々町でもかつて北松セメントさん1億とか虹の里さん、ああいうふるさと財団の資金があり、また工業団地に出てくる場合は、皆さん御存じのように、固定資産税の免除だとか県とかいろいろ国があつて、何十人以上雇えばといいますけど、雇えば補助金が出たで限度がありますけれど、私が言っているのは、創業支援制度はメインですけども、ただ中小企業振興融資制度についての業種はどの程度まで、どういう業種の捉え方をしておられるのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきましたあっせんの方になりますけども、まず今回創業支援事業に関しましては、事業の開始また実施を新たに行う方の資金の円滑化という形を図っておりますので、そういった申し出といいますか、そういう希望があつた場合は、佐々町にはこういった事業があるという形を進めていただいて、そういった中でのあっせんという形になるのではなかろうかというふうに思っているところです。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。まだ調べることあると。わかりました。このままそしたら昼食休憩といたします。1時から再開といたします。

（11時54分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております業種ですが、保証対象者となるものでございまして、まず一つに、佐々町内における創業者で事業開始に係る具体的計画を有するもの、もう一つに、佐々町内における中小企業者であつて、事業を開始した日、または会社を創立した日以後1年を経過していないものだけが対象という形になりまして、広く受け入れを行うという形になっているものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これは今おっしゃったのは、ここに該当する項目は書いてあるけんわかとですけども、私が言ったのは中小企業振興融資制度の中で、中小企業信用保険法の第2条第1項に規定する業種ということで、これをお尋ねしたんですね、特別にあるから。

それが第1点と、それからこれ商工会の役割、あっせん、金融機関の役割、その中でこれを

見ると、銀行が最終的に決定するようになってるんですけども、このよその町の中小企業振興資金要綱を見ると、結論的に言って中小企業信用、融資、振興資金については、これは銀行でもいいと思います、創業者じゃないから。

ただし、創業支援制度、金融制度については、例えばよその町の要綱ですけども、該当する者は申込書によって商工会または金融機関に申し込むとする。そして、商工会は申し込み、また銀行から報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めた場合にはって書いてあるんですね。これがあっせんというこの職務だけでいいのかわちゅうことで、そのあっせんの程度を聞いたわけですね。

これははっきり言うて、例えば例を挙げますれば、国の政策金融公庫ちゅうのがありますけども、これについては後継者対策資金、いろいろあります。それとか農商連携事業資金とか、それを審査する場合には、これは地域の振興資金であるから、商工会において金融機関審査会を設置し、指導員が経理状況、商工会指導員が経理状況を把握し、そして審査委員会にかけるということで、審査委員会で決定しよるわけですよ。

そういう中で、結局銀行は単に決算書、もちろん企業振興資金においては決算書でわかりますからね、何年経った人で申し込めるか。しかし、創業者っていう場合には今からだから、そのもともと決算書がないんですよ。だから、そこら辺の創業する場合の意義、それから目的、継続性、それから地域振興に対する貢献度、そういうものを把握しながらこの融資を決定せんばいかんと思うんですが、そこら辺の審査は、これにあるとおり銀行に任せておいていいのかと。まあスタート時期ですけども、問題点を指摘をしておきますけれども、そこら辺は商工会と打ち合わせ、そして他町のこういう、佐々町だけが長崎県下でなかったんですけども、よそはあるんで、よそのこういう規定を、要綱を参考になさったんだろうと思いますけど、その中でどう捉えられたのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております制度の審査につきましては、現在のところ、金融機関におきまして制度の運用という形の分で、金融機関のほうに審査をしっかりとやっていただくというふうな流れのほうで現在のところ考えているところです。

おっしゃるとおり、商工会、あと金融機関などといろんな面での審査の方法といたしますか、見方の分もあるかと思っておりますけども、あと今後ですけども、一応他の市町のほうの状況等も見まして、そういった流れのほうでいいのかどうかというのも、今後検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

今から取りかかろうとすることですから、その利用する間において問題点等も発生するんで、その中でぜひ修正する分は修正していただきたいと思っておりますけれども、私が言ったことは現実には他町では既に取り組んでおるわけですから。

それでこの資金に対しての該当する要綱とか、そういうものを大枠で定めておられるのかどうか。業種的に、業種とか、こういうのをやる場合。例えばふるさと特産を利用して、新しく

創業しようとするようにとか、地域資源を有効に活用し、かついろいろあるだろうし、佐々町の文化的、環境的な問題を捉え、そういうものの審査の基本というものがつくってあるのかどうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の内容につきましては、現在のところ、まだ想定のほうをいたしておりませんので、今後の状況を見まして、また考えていきたいというふうに思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

今回の補正予算書の訂正のほうをお願いしたいと思います。
予算書の 5 ページのほう、7 款商工費 3 目創業支援事業費の説明の欄で、創業支援・中小企業振興融資制度預託金という形で表記をしておりますが、創業支援・中小企業振興の後に「資金」という文字が抜けておりましたので、訂正をお願いいたします。正式には、創業支援・中小企業振興資金融資制度預託金でございます。大変申しわけございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）
今執行のほうから字が漏れとったということで連絡をいただいております。
ほかにございませんでしょうか。
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

さきの質問から総称しまして、問題点はまだ今から要綱とか中身を見るということでございますので、ぜひ農地関係の利子補給とか、それぞれ要綱ができております。どういって融資するかとですね。ですから、ぜひ要綱をつくって、業種をどの分野に融資するのか。そういうのをつくっていただきたいということが一つ。

それから、2,000 万の預託を今から始めるということですが、預託は金融機関が今 4 つですか、佐々にあるんですが、それぞれ預託の金額を想定されておるのか。そして、預託の町と金融機関との契約はどのように考えておられるのかですね。

そして、またプラス実績、貸付と保証料の報告はあるのかどうか。そこら辺の契約について、どのようにお考えかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問のまず要綱の整備なんですけども、必要な分がございましたら、今後要綱のほうは整備していきたいというふうに考えております。

次に、預託金のお話になりますけども、預託金につきましては今回 2 行、銀行を 2 つ予定を

しておりました、それぞれ1,000万ずつという形の預託金のほうになります。

あと今後の報告につきましては、金融機関のほうから報告のほうをいただくような形になりますので、その分で状況のほうもしっかり把握できるというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、その2行について預託のそういう報告事項とか、契約で定めるというお考えで解釈しとけばよろしいんですかね。

もう一つは、必要があればって回答だったんですが、保証料の、どうしたときに出すという貸付の要綱はぜひつくるべきじゃなかかと思うんですけども、ぜひそこら辺、町長、どうですか。つくらんで、この資料のようなこれをずっと持って、これが要綱になるわけですかね。貸付率1.3、これが変動か定額かわかりませんが、そこら辺の文言的に、これが私たち持つとけば、これで貸付するような形になっていくのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

要綱につきましては、今回の分につきましては、しっかりつくらせていただきまして、また契約の中で報告のほうもしっかりいただくような形をとっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

ただいまの創業支援資金融資要綱とか中小企業関係の要綱につきましては、既に要綱を作成しております。そして、その中で信用保証協会との、その利子補給をやるものですから、その内容についてももうたっております。

それと金融機関等につきましては、覚書もしくは、たぶん協定書になると思いますけれども、を交わすというふうなことで現在進んでいっております。

中身につきましては、基本的に500万、中小企業融資で500万、それと創業支援で500万、各行合わせて1,000万ということで預託をするわけですが、この分につきましては年のはじめに預託をするということで、佐々町の口座のほうに移し替えをするだけなんですけれども、そして年度末にそれはまた返していただくというふうなことで、預託した金額の3倍以上を条件として預託をするというふうなことになっておりますので、その点につきましては金融機関との覚書、もしくは協定書で定めるというふうなことで現在進んでおります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

4 ページの清掃費のし尿処理、13 節の委託料 850 万計上されておりますけれども、今回の一般質問で町長のほうから、今後の協議を進めていく上で現在の状況、それから推計値を出して規模等の検討していくというようなことで、基本計画業務を行っていきたいというようなお話がありますけど、予算計上になったかと思うんですけども、今後の協議に資するために、このような具体的な内容、調査をされるということで、本当にありがたいと思っているわけですが、以前の 24 年度の調査を参考にしていくということで、総務委員会の資料に書いてございましたので、この 24 年度の調査が当時、24 年度の決算では 319 万の支出がなされておるわけです。そして、内容的な違いがあるんだろうとは思いますが、この辺で今回業務を、計画業務をなされるときに、かなりの金額になるわけですが、そこ辺の内容的に違いというのをどのように考えたらいいかということで、まずはお尋ねをしたいと思います。

議長 (淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長 (藤永 大治 君)

御質問であります、以前の 24 年度のときに策定をしておりますのは、施設計画支援調査委託業務ということで策定をしております。今回の計画策定業務ということでいきますと、以前は 24 年度に策定をしておりますので、23 年度の処理人口とか処理量をもとに実績を、その実績をもとに試算、検討が行われておりますけれども、今回改めて、その後 6 年が経過しておりますので、現在の処理量、見込値と実績値に変動が生じておりますので、改めてこの試算、検討を行いたいと考えております。

以前、今回の業務内容でございますけれども、改めて基本、下水道の状況整理でありますとか、搬入、し尿の状況でありますとか、改めて整理を行いたいということで、基本の諸元の検討でありますとか、施設の計画配置図等も改めて検討をさせていただきたいと。

以前の 24 年度に支援調査計画業務ということでしたものは、各社から見積もりを、その委託業者が見積もりを、各数社から見積もりをとっておったんですけども、そこはその見積もりをとった業者の案ということで、それぞれその案がそのまま示されていたと。

今回は、この施設の規模等も勘案しまして、この位置を、正式にこの位置が最適であるというのを、改めて施設計画図等も見まして、この検討業務の中でさせていただきたいと、施設基本計画の中でさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

内容的に総務委員会の資料に従っております内容を教えていただいたわけですが、当初予算で、今項目の中で、以前の町長の話の中でもありましたように、いろいろ水質的な問題、いろんなことを調査するというような話がありまして、当初予算に上がっている分で、新規で計上されとったわけですが、当初予算のときは、そのときに質の分析、それからそういうふうな分析業務を委託するということが委託料が、その項目というか、節の関係で全体を記載してあるものですから、その中で幾らとかはわからなかったんですけども、この計画の中で、以前、そういうふうな質の分析なんかをやるというようなことで伺ってたんですけども、今回、また

そういうふうなことをされるということになると、当初予算のときに想定されとった内容と今回の内容とがどのように、基礎データの収集ということで、同じようなことが入っているんじゃないかなってちょっと予算を、補正を見たんですけれども、その辺のことでどのように仕分けがされているのか教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

御質問の当初予算の段階でし尿、浄化槽汚泥の分析業務委託料ということで計上をさせていただいておったんですけれども、それは年 4 回、今の中継槽のところでも年 4 回分析業務を行うということで想定をしまして計上をしておるところでございます。

その分析の結果をもとに、今回のこの施設基本計画の中で、何倍に希釈すればいいのかとか、そこら辺も含めて、分析業務の結果をもとにこの基本計画の策定の中で検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、当初予算のときの調査項目は、あのときにありました、11項目の分析を行うというようなところの流れからかと思うんですけど、今回の予定している分との内容は違うということであるんですね、そういうことで。そしたらある程度、今回は補助関係の話もちょっと出ておりましたけれども、その補助採択を受けるための準備の、いろんなことまで含めた計画書づくりというようなことで理解してよろしいかと思うんですけども、そうするとこの計画書づくりは、いつごろまでに仕上げる予定なのか。お尋ねするのは、今後の地元の協議をする上でのスケジュールに関係してくるかと思うんですけども、その辺のことを教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

今回想定しております委託業務でございますけれども、進めていく上で、途中、途中で地元の方々に御説明を差し上げていきたいと思っておりますけれども、一応のめどとしましては、12月ごろをめどにこの方針というのを示させていただけたらと思っております。

ところが、補助事業と補助事業の補助に該当するかどうかという協議も一方でしていきますので、その補助事業との関係性も出てきますので、そこら辺は、もし補助ということに該当になるようであれば、もう少し先のほうに伸びてくる可能性もあると考えております。ただ一応の今回の業務のめどとすれば、12月をめどということで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 問目です。いいですか。4 問目、許可します。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

わかりました。それでは、途中、途中で地元との協議の中で、めどとしては12月ということでもいただきましたんで。ただそういうふうにもどうしても先の見通しが立たないという話は伺っておりますけれども、補助に該当するように、これからいろいろ地元との協議、大変でしょうけれども、一生懸命頑張っていかれるように申し上げて終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

2 点、聞かせてください。

5 月 22 日の産業建設文教委員会報告で説明があつておりますが、私自身、ちょっと合点がない点がありますので、確認をさせてください。

機能保全計画策定業務委託料、土改連との協議の中で補助上限 1,000 万、ポンプ、電気、除じん機、建屋を含めるには予算不足、6 月議会にて補正予算を計上する旨の説明があつていますが、増額分は一般財源で対応。

先ほどの課長説明は、建屋分も補助対象可能というふうに向つたんですけど、そもそも今回の全体的な補正については、名称や事業変更、組み替え、新たな課題に向けた補正が計上されていると思うんですけど、この部分はどのように当初予算時、積算されてからの計上だったのかというポイントがちょっと理解できない部分があるので、そこのところ再度詳しく説明いただけないかと。

もう一点は、先ほど来、1 番議員のほうで質問された下水道投入施設基本計画策定業務委託というところで補助の、補助事業の関係のお話が出ておりました。町長の政策スタンスとして、ちょっとポイントとして聞かせていただきたいんですけど、前処理施設の政策方針は決定されました。補助ありきで事業を計画したいというふうな御意向なのか。それとも単独でも前倒しで進めていくという意向なのか。両方考えてからの事業推進というふうには伺っておりますけど、財源重視なのか、期間的なものが重視なのか、そこのところのスタンスが、町長の政策的にどのようにお考えなのかをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました機能保全計画策定業務の委託料ですが、建屋につきましても補助対象ではあつたんですけども、その他対象物の補助金、対象物のほうで補助金の上限額 1,000 万にかかるものでございまして、建屋につきましても補修なども行っていないということもありまして、今回、補修の計画のほうに入れられることで、補修する際には事業費のほうを抑えられるということもありますので、今回その計画のほうに入れるという形を考えたところです。1,000 万の上限を超えますと、もちろん単費という形になりますけども、1,000 万以内の分につきましては、補助事業の対象になりますので、補助のほうで見られるという形がとれますので、そちらのほうに今回上げさせていただいたところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

前処理施設の建設業務についての御質問がありました。これはことし、今年度に広域処理をする場合、前処理施設をつくる場合、国からの補助が、制度ができたということで、皆さん方に御説明をしてきたと思っております。

この補助率が2分の1、残りを起債で、起債償還ですと、交付税措置もあるということをお聞きしておまして、やはり2分の1ということになれば4億程度はたぶんかかるんじゃないかと私は思っていますけど、それが2分の1かかれば2億は補助があるわけですね。ただ単独でやるっていうことと補助でやるっていうことは、なかなか厳しいということで、単独ではなかなか厳しいんじゃないかと。やはり補助ができるような、それも早くお願いをして、時間的に少しでも早くやられるようにということで、私どもは考えているということでございますので、なるべく補助を使ってやりたいということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

課長、私が聞いているのは、今6月ですよ、補正ですね。建屋の分も補助対象だったってことで、当初予算時、どうして建屋を含めた計画がとれなかったのかっていうところに課題があるんじゃないかっていうふうに私は思っているんですよ。そもそも当初予算を計上する際、想定されるものを組み込んで予算を計上し、補助の適用もあるということであれば、そもそも組み込んで当初予算を要求し、仮に上限が1,000万であったとしても、はみ出る部分の枠は一般財源で一応計上しているが、補助申請は全て行きますから、そういった部分で補助の最大限の活用をしていきますよという考えを、当初から持つべきでなかったのかというポイントで申し上げているんですよ。

補助上限が1,000万で、しなければいけないことが1,000万以上ありました、わかるんですよ。じゃあ仮に補助申請も1,000万しとって、それを下回る執行率であった場合は、補助を取り損ねるわけですよ。取り損ねるって、すみません、言葉が申しわけない。いただき損ねると、補助の適用を受けかねる、受け損ねるという状況になりますから、それがなぜ当初予算でできなかったのかっていうところが問題じゃないかなと思って質問をさせていただいています。

どういったポイントが、いろんな課題があると思うんですけど、そこんところの説明は6月の補正予算ということで考えれば、説明は必要じゃないかなと思いますから、そのところが意味が、意味合いがちょっと伝わってこないというところで聞かせていただいていますので、再度の詳細な説明をお願いしたいと。

町長の下水道投入の分は結局、補助ありきで事業を推進したいというスタンスであるということですので、まだ今から——違いますかね。すみません。私のとり方があれだったんですけど、事業の内容については、期間と財源をどちらを重視するのかっていうポイントで聞かせていただいて、先ほどの答弁は、私は財源のほうを重視するような町長答弁だったというふうに私は感じましたので、そこんところ、私のとり方が間違いであれば、再度の御回答をお願いしたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

私も補助と期間と、両方とも一緒に早くやりたいわけでございますけど、補助が該当するかどうかで、まだわからないです。これはまだことし30年度、できたばかりの補助事業でございますので、それに該当するかどうかわからないんですけど、できれば補助に該当して、やはり補助金があるっていうことは大変すばらしいことですから、できれば補助が該当すれば、それを使って建設をしたい、前処理施設をつくりたいということを考えているということでございますので、もしだめだったらやはり単独でもやらなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

事業理事。

事業理事 (川内野 勉 君)

一緒に予算計上してなかったのは、非常にこちら申しわけないというふうには思っております。ところが、当初機械の更新といいますか、機械の状況を把握したいということで、担当者としては動いていたというのが現状でございます。

御存じのとおり、25年間、オーバーホールも何もしていません。今度点検をやれば、更新となれば10億を超えるようなお金になってまいります。オーバーホールでいいのなら、また価格は下がってくるんですけども、エンジンとポンプ、減速機あたりですけども、そこらあたりをオーバーホールで済まされれば、あと電気とか除じん機なんかは更新していかれるのかなというふうに思っておりますけど、多額の費用になるということで、担当者としては建屋まで入れてなかったというのが現状でございます。本当に申しわけないと思っています。

ところが、この点検の中に建屋を入れておかないと建屋の補助がつかないということも途中でわかりまして、遅れたんですけども、今回の補正で建屋の分を300万ほど追加させていただいております。

中身はおっしゃったとおりで、全体1,300万の事業のうち1,000万円が補助事業という形に結果になりました。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

5 番。

5 番 (阿部 豊 君)

概略、内容は全てわかりました。機能保全計画策定の金額の大小で言っているんじゃないんですよね。補助事業を的確に捉えて、事業費が大きくても、組み込めるものは組み込んで取り組んでいくべきではないかということで、当初の考え方を、そういった補助枠にとらわれず、取り組むときには取り組んでいただきたいというふうな考えで申し上げておりますので、事業理事の説明で理解しましたから、今後は補助事業の詳細についてよく学習していただいて、組み込んでいただければというふうに要望しておきたいと思っております。

町長の考えについては理解しましたので、今後また推移を見守って質問させていただきたいと思っております。

議 長 (淡田 邦夫 君)

7 番。

7 番（平田 康範 君）

1 点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、実は私ども 5 月 22 日の産業建設文教委員会、ここで報告を受けた案件と今回の補正予算の関係からお尋ねをするわけですが、実は大新田の排水機場の第 3 ポンプ、これのオイル交換が必要になるということで、6 月議会に補正を組ませていただきたいということで報告を受けておりますけども、今回見ますと、この補正が上がっていないということで、この施設につきましては、今からが大変重要な施設でございます、このポンプにつきましては、今どういうふうな状態で、どう対応されたのかをお尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御質問のとおり、前回の委員会におきまして、大新田排水機場のポンプの異常が見つかりまして、その分のオイル交換のほうの料金がかかるということで、次回の補正をお願いしたいという形での御説明をしておりましたけども、オイル交換につきましては、修繕料という形のほうで対処させていただくようにしておきまして、当初の予算の分で修繕料というのを、ほかの修繕もありましたので、そちらのほうで予算のほうとっております、実際 3 番目のポンプの異常の分につきましては、その予算の中ですぐに対応のほうさせていただきまして、オイル交換のほうをさせていただいております。

今回補正のほうには計上しておりませんが、次回の 9 月におきまして修繕にかかった費用の分を計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

ということは当初組んでなかった。それで流用したってということですかね、財源を。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

暫時休憩します。

（13時37分 休憩）

（13時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました件につきましては、当初予算のほうで、その他の修繕料という形で予算のほうを思っておりましたので、そちらのほうを先に使わせていただいたという形で修繕の

ほうは終わっております、次のときにその分の補正のほうをさせていただこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

暫時休憩いたします。

（13時39分 休憩）

（13時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

申しわけございません。委員会においては、既に予定しております予算を、雨季の前だったものですから、先に使わせてくださいということで、現状を報告いたしまして、6月議会で今度かかった分の補正予算を計上させていただきますと報告したんですけども、今回6月予算に計上できてませんで、本当申しわけないと思っております。9月に計上させていただきたいと思えます。どうもすみませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

すみません、早く進めないといけないんですけども。予算の組み方ということで、3月のときにちょっとお話をしたんですけども、企画財政課長と町長に関係あると思いますが、内容は建設課と総務課が多いんじゃないかと。町内会長さんから要望が上がって、予算がないからできないというようなことを何回か聞いたことがあるんです。

例えば防犯灯だったら、ある程度防犯灯の設置補助金という形で持っていますから対応はできるんですけど、町道上に樹木の伐採、結構金額がかかる場合は、委託料組まないといけないというようなときに、6月の補正ではできないのかどうか。今回、自治会に関する予算が全然組まれてないので、町内会長さんは役場にお願ひしたんですけども、予算がないというようなことを何回か聞いたことがありますので、予算の組み方として、6月にはそういう予算が組んでいただけないのかどうか、御回答をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

浜野議員も職員でおられたからよくわかっておられると思うんですけど、緊急性のあるものとかは6月に補正を組む。結局4月に予算を、当初予算組んでいるわけですね。これをすぐにまた6月で補正をするというのは、やはり通常ちょっとおかしいと。だから、緊急の場合のみ、緊急の場合、それから補助事業、補助事業の関係で組まなきゃならない分があるわけです。そ

のときには予算は組ませてあげさせていただくということは原則的にやっているって思っておりますので、そういう事業がある場合は、町内会長さんからお話があれば、緊急の場合、予算の範囲、先ほど申しましたように、予算の範囲内でできる部分はしたいと考えているんですけど、予算を組まなきゃならない場合は、9月になるべくなら組ませていただきたいと、補正予算でということで、今考えで、予算はやっているということで御理解をいただければと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。私も職員でしたから、その流れはわかるんですが、自治会にしますと、年度当初に組むってことは、12月上旬までに提出をしてくださいとおっしゃっているわけです。その後にあつては、6月が補正できないと。思い立っても、結果的に仕事の後回しになってしまう。いつ組むのかといったときに、半年以上遅れてしまうわけですよ、9月ですから。そしたら9月から12月上旬までにしか予算要求はできないという話になってしまうので、年4回町議会があつているわけですから、補正はできますので、役場の職員は言われるとおりに、きちっと守って、6月の補正は基本的にはできない、緊急を要するもの、それはわかります。

でも、自治会の方、町内会の方がそこを頭に入れて事務されているわけじゃないので、要望があつたときには、精査はしないとイケないですね、要望の、これはすぐやるべきかどうかというのはしないとイケないと思いますけども、言ってこられたものに対しては受け付けするような形。そしてできない理由を言われないと。予算がないということで、担当者は断るんですよ、基本的な考えで、先ほど町長が言われたとおりに、職員もそのように思われているわけですよ。

だから、受け付けるものと受け付けないものっていう部分が徹底してないんじゃないかと。その辺を今後職員の徹底をお願いしたいなど。役場職員は、予算は6月はだめっていうのはわかります、基本的に。町内会はそういうことを考えてやっていないので、新たに町内会長さんが4月になられた方が、いろんな要望、総会で出たことを要望しても、結果的に来年度回し、1年以上かかるというようなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の話はよくわかります。職員と町内会長の考え方はもちろん違うわけでございますけど、今当初予算で組んで、予算の範囲内であれば、緊急じゃなくて、予算の範囲内でできれば町職員もすると思います。後で補正でくるとか、9月に、例えばですね、先ほど足りない分は補正できるわけですから、緊急して。そして緊急、急ぐ場合は6月の予算でも、補正でも組みます、我々は、緊急性がある場合は。向こうのほうから事業化とか住民の方からの要望があつて、こういうことが来ていますということもあつて、緊急性があれば6月の予算でも組むことはできますので、それがだめだということはないので、我々としては組むことができますので、なるべく早くそういうことがあれば、我々としても対処したいということで、また今後とも職員の皆さん方にも、今浜野議員が言われたことについては、十分注意をしてやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第44号 物品売買契約締結の件
（佐々町消防団第1分団水槽付消防ポンプ自動車購入） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第44号 物品売買契約締結の件（佐々町消防団第1分団水槽付消防ポンプ自動車購入）の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第44号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

それでは、説明をいたします。

今回購入いたします車両は、平成30年式消防車、専用車種をベースとしましたCD1型という規格で、国家検定Aの2級渦巻きポンプ等を搭載しております。この消防自動車につきましては、現在配備しています消防ポンプ自動車の入れ替え、更新ということでございます。

それから、道路交通法の改正に伴いまして、現車両総重量が7.8トンあるわけでございますが、これが大型免許が必要ということで、今回準中型免許、車両総重量3.5トンから7.5トン未満ということで、運転可能な消防自動車ということで、7.3トン以下の総重量の購入を予定い

たしております。

車両総重量につきましては、現車両よりも軽量化いたしますが、水の積載量1,500リットルにつきましては変更いたしません。

以上、説明を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第44号 物品売買契約締結の件（佐々町消防団第1分団水槽付消防ポンプ自動車購入）の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

先ほど議決をいただきました議案第39号の税条例等の一部改正の件の中で、川副議員より先端設備等導入計画の御質問があった中で、いわゆる事前確認を行う機関ということで、商工会、商工会議所、金融機関と言っておりましたけれども、議員おっしゃるとおり、法人等の場合においては、専門家である公認会計士や税理士においても事前確認ができるということですので、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩いたします。

（13時51分 休憩）

（14時01分 再開）

— 日程第 8 議案第45号 佐々町副町長の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、議案第45号 佐々町副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第45号 朗読）

履歴書については、別紙に付けておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。議案第45号 佐々町副町長の選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ただいま同意されましたので、御挨拶をお願いいたします。こっちへどうぞ。はい、どうぞ。

総務課長（中村 義治 君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副町長の選任に当たりまして、皆様の御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。古庄町長の補佐役として、また待ったなしのやらなければならない課題につきまして、職員と一丸となって真剣に取り組んでまいりたいと思っております。どうか至らないところにつきましては、これまで以上に議員の皆様の御指導をいただきながら職を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

— 日程第9 請願第2号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願書—

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、請願第2号30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（請願第2号 朗読）

最後のページに意見書案を付けておりますので、御覧いただきたいと思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。請願 2 号について、会議規則第 92 条 2 項の規定によって委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員から発言がありましたら許可します。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

義務教育費国庫負担制度の概要、意義につきましては、皆様御承知のとおりでございますが、憲法の要請に基づく義務教育の根幹、機会均等、水準確保、無償制を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要であります。

教育は人なりと言われるように、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きいです。教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは不可欠と考えます。

皆さん、御承知のとおり、現在国においては、1 年生学級は 35 名、2 年生以上については 40 名というふうになっておりますが、長崎県内においては 1 年生学級が 30 人、2 年生、6 年生が 35 人編制、ほか 40 人クラスということで、その費用負担は県において行われているのが実態でございます。

国のどの地域においても、同じ教育水準を受けられるように求めるものでありますので、どうか皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから討論行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

毎年度このような案件が出ておりますが、請願の長崎県教職員組合支部の総支部長から年度ごとのどういう状況かの報告は、議会のほうには話はあるんですか。毎年度これを出しているんですけど、どうでしょう。来てますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

今の御質問の件については来ておりません。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

やはり佐々町として一体となって進むなら、ある程度、私としたり状況報告をすべきだと思っておりますので、今後陳情があれば、経過について、国会にそんたくお願いするでしょ、意見書ですから、報告を受けるように申し上げていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、わかりました。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。請願第 2 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願を採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択に関する請願は採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。議会運営委員会の開催と所管事務調査ということで、30 分まで、2 時 30 分まで暫時休憩といたします。

（14 時 12 分 休憩）

（14 時 41 分 再開）

— 追加日程第 1 意見書第 1 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に追加案件が 1 件あっております。議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件の内容は阿部豊君から、意見書第 1 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について皆さんにお諮りいたします。1 件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、阿部豊君から意見書第 1 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、以上の 1 件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく資料配付のため休憩いたします。

(14時42分 休憩)

(14時43分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（意見書第 1 号 朗読）

下記のほうに採択された際の、提出先が記載されております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら許可します。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

意見書提案について御賛同いただきありがとうございます。請願紹介の際に、毎年度請願を上げて説明があっているのかという御指摘があり、紹介議員としてまことに申しわけない次第でございます。

現状の状況を報告させていただきますと、県内においては、本町を含む 9 市町において、毎年度意見書が提出されているような状況でございます。

県内においては、先ほど紹介した際に、長崎県においては独自の努力で、県が費用負担しているという実情も報告させていただきましたが、今後、状況等変更があった際には、議会のほうへ報告をし、さらなる御協力をお願いしたいと思いますので、皆様の御賛同をよろしくお願いし、提出者の意見とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採択を行います。意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の

堅持を求める意見書の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については可決されました。事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

— 日程第10 発議第1号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第1号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第1号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第11 閉会中の所管事務調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について調査の申し出があつています。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上で、平成30年6月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお受けいたします。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思っております。

19日より開催いたしました佐々町定例会につきまして、全議案につきまして御承認をいただきまして、心から感謝申し上げたいと思っております。

そして、先ほど人事案件がありました。大瀬副町長が退任するというので、新しく中村総務課長が副町長ということで選任をいたしました。

大瀬副町長におかれましては、大変4年間、私のいろんなわがままを聞いていただいて、一生懸命努力されたと思っております。大変苦勞かけたと思っております。今後とも佐々町のために、また日ごろから体を気をつけられて頑張っていたいただければと思っておりますし、心から感謝を申し上げたいと思っております。

皆さん方におかれましては、3日間の議会に対しましていろんな意見をいただきました。私どもそれを考えて、十分行動しながら住民の皆様の安全安心のまちづくりのために頑張りたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

まだ大変暑い日が続くわけでございますけど、体には十分気をつけられて過ごしていただきますように心からお願ひ申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

閉会に当たりまして、私から一言お礼を申し上げます。

平成30年の6月定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は6月19日より21日、3日間にわたりまして諸般の報告、一般質問、議案審議をいただき、議員各位の御精勵に、ただいま終了することの宣告を、議長といたしまして本当にうれしい限りでございます。

今回提出されました議案は、専決処分4件、条例4件、一般会計補正1件、売買契約1件、人事案件1件の議案で、議員各位終始熱心に御審議いただき、適切、妥当な結論を得たことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。ともにお礼を申し上げます。

また、町長はじめ、執行部各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対しまして深く敬意を表するとともに、本会議また委員会におきましても、議員各位から述べられました意見なり要望につきましては、特に考慮を払われ、いろいろと御苦勞もあろうかと思っておりますけれども、町民のため一生懸命に頑張っていたいただきたいということで思っております。

また、町長も言われましたとおり、大瀬副町長におかれましては4年間、佐々町のために一生懸命に御尽力をいただきましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。今後とも佐々町のために一生懸命頑張っていたいただきたいということで思っております。

これから夏真っ盛りとなります。お体には十分に注意をされ、今後とも一生懸命に議員各位、執行部各位におかれましては頑張っていたいただきたいということで思っております。

これにて、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上で、平成30年6月第2回佐々町議会定例会を閉会します。大変お疲れでございました。

（14時56分 閉会）